

第3章 菊池市景観まちづくり構想



▲河川敷のコスモス（七城）



▲稲刈り風景（七城）

3-1 基本理念と景観の将来像

菊池市が目指す景観まちづくりのあり方として、基本的な考え方と景観の将来像を定めます。

3-1-1 景観形成の基本理念

○本市の景観特性と問題・課題、第2次菊池市総合計画をはじめとする上位・関連計画および進行中のプロジェクトなどを踏まえ、今後の本市における良好な景観形成の考え方を次のように定めます。

**景観を地域の資産ととらえ、まちづくりに活用するとともに、
良好な姿を守り、創出し、将来に引き継いでいく**

◆菊池の個性を活かした景観

- 現在本市でみられる美しい景観は、豊かな自然の恵みを背景として、その中で営まれてきた人々の暮らしと生業により育まれ、今ある姿として形づくられてきた本市固有の景観であり、本市の個性、特色をつくり出しています。人と自然との相互関係として築かれてきた農地や集落などの人々の生業・生活の場、時代の流れの中で刻まれてきた歴史的遺産や都市のまち並みなどが、現在も息づいています。
- 今後、この本市固有の景観特性を踏まえ、その特色を活かし個性を伸ばす、本市独自の景観まちづくりを行っていくことを基本的な考え方とします。

◆地域の活性化に資する景観

- 農業、観光業などの産業をまちの存立基盤、市民の生活基盤とする本市においては、その目に見える姿である景観を大切にし、市民の快適な生活環境を維持確保していくとともに、他地域からの観光客をはじめとする外部の人にとっても魅力ある環境を提供することが重要です。
- 良好な景観、快適な環境を創出することにより、地域のイメージ向上、地域のブランド化を図り、本市への来訪者や人々の交流を促進し、観光業をはじめとする産業の振興、本市への移住・定住促進を図るなどのまちづくりを進め、菊池市全体を活性化させていくことを基本的な考え方とします。

◆次世代に受け継がれる景観

- 今みられる良好な景観を現在のまちづくり・地域の活性化に活かすだけでなく、さらに磨き上げ、より美しい姿、より快適な空間として、将来へ引き継いでいくことが持続的なまちづくりとして重要です。現在も十分に魅力を備えた景観となっていますが、まだ十分に知られていないところ、地域住民だけが知っているなど埋もれているもの、その価値が評価されていない景観などが存在しています。
- このような本市の景観を地域の「資産」・「宝物」として位置づけ、価値評価を行い、その良さを伸ばしながら、将来の世代も愛着と誇りをもって大切に守り続け、活かしていく「財産」・「遺産」として、継承することを基本的な考え方とします。

3－1－2 景観の将来像

○第2次菊池市総合計画における「市の将来像」では、本市の景観を生み育んできた自然と歴史を大切な財産として守り、活かしながら、穏やかに発展し続けるまちとなっていることを展望しています。

○そのような将来の菊池市では、子どもから大人まで誰もがわがまちへの愛着や誇りを持って生き活きと暮らし、元気な姿や笑顔がどこでも・いつでも見られる、人が主役となった「ふるさと」の景観として表れ、それがきらきらと輝き続けている姿がイメージできます。

■第2次菊池市総合計画における市の将来像

自然の恵みを守り、自然を活かして穏やかな発展を続けていく

安心・安全の『癒しの里』 きくち

■菊池市の景観の将来像

**豊かな自然と歴史に育まれた
誰もが輝き続ける ふるさと**

3-2 景観まちづくりの3つの基本方針

基本理念のもと、景観の将来像に向け、「景観まちづくりの基本方針」として、3つの基本方針を設定します。本市の資産として引き継いでいくべき、自然と歴史、これらに育まれた生業・暮らしのそれぞれを守り、活かしていく取り組みの進め方を示します。

○景観が成り立っている基盤として、「自然」、「歴史」、「生業・暮らし」が重要であり、これらを守り、育み、活用し、将来へ引き継いでいくことにより、「誰もが輝き続けるふるさと」を実現することを目指し、次の3つの基本方針により、景観まちづくりの取り組みを進めていきます。

■景観まちづくりの3つの基本方針

市民の誇りや本市を訪れる人の癒しの風景になっている、水と緑が豊かで美しい自然景観を守り、育み、活用していきます。

なつかしさや「ふるさと」を感じさせる、歴史・文化が織りなす個性ある景観を守り、活用していきます。

自然を守る

歴史を活かす

生業・暮らし
を整える

人の心づかいや人の手が行き届いた、清潔さや快適さなどが感じられる美しい景観が保たれるよう、周囲への気配りを大切にする意識を育みます。

3-2-1 〔方針1〕自然を守る

○「自然を守る」方針のもと、山や川などの自然環境の保全、身近な自然の創出を進めます。

■具体的な方針

- 自然を美しく健全な状態で保ちます
- 自然をいつも見られ、感じられるようにします
- 花や生垣など、身近に自然を育てます
- 自然が失われないように、植生の保全や土地の適切な利用・管理を進めます

■取り組みの方向

- 清流や森林など、自然地の環境、生態系の保全に努め、自然そのものの質を高めます
→・河川の水質や地域に独特の自然植生やホタルの生息環境などを守っていく
- 人が関わり維持されている自然の保全・管理を継続し、自然景観の美しさを守ります
→・里山や農地が荒れないよう、農業等の生業や保全活動を支援・育成し、人の手を行き届かせる
- 美しい自然景観が随所で見渡せるよう、眺望の確保、眺望点の育成を図ります
→・広がりのある景観を守るとともに、主要な場所からの見晴らしの確保や眺望点の整備を行う
- 自然景観の良さ、自然らしさが失われないよう、人工物の混在など人の関わり方を誘導します
→・地形や植生の改変、違和感のある形態や色彩の建築物など、景観阻害する行為を抑制する
- 市街地や集落内の自然的要素を大切に守り・育て、うるおいや魅力のある景観をつくります
→・大木や井手の保全、温泉の活用、桜の植樹や花植え、雑草取りなど、地域での取り組みを進める
- 自然に触れられる場所を美しく親しみのあるものにし、「癒し」の感じられる景観を形成します
→・菊池溪谷をはじめ誰もが自然に触れ、憩い・交流できる場所としての活用、機会づくりを進める



▲晩秋の菊池溪谷（菊池観光協会「癒しの里 菊池」2015.11.12 より）

3-2-2 〔方針2〕歴史を活かす

○「歴史を活かす」方針のもと、歴史的な資源や文化的景観の保全を図るとともに、本市の景観が形成されてきた背景としての歴史や物語などを伝えていきます。

■具体的な方針

- 歴史的な資源や場所をわかりやすく、目に見えるようにします。また、周囲も含め、歴史的な雰囲気を高めます
- 資源にまつわる「謂れ」などをわかりやすく伝える工夫をし、子ども達の意識を育みます
- 伝統的な祭りや行事を守り、継承します
- 愛着が湧くよう、その場所を活用したイベントなどを行います

■取り組みの方向

- 身近な歴史的な資源、文化財を再発見し、その価値を再認識して保全の取り組みを進めます
→・地域に残された歴史的資源を見つめ直し、大切に引き継いでいくべき資産として守っていく
- 歴史的な背景やその場所にまつわる「物語」についての学びを深め、誇りや愛着を育みます
→・景観の成り立ちや歴史的資源に関する史実や伝承などを知り、歴史的景観を守る意識を育む
- 歴史的な雰囲気が感じられるよう、歴史的資源および周辺の空間の保全・修景を図ります
→・歴史的な場所や形態などの特徴を残すとともに、周囲の調和を図り、歴史的雰囲気を形成する
- 歴史的資源および周辺の空間を市民の交流の場や観光資源として活用し、魅力を高めます
→・周辺を広場などにし祭りやイベントを行う、建造物をカフェなどの交流の場にするなど、活用する
- 歴史的道筋や「物語」により点在する資源をつなげ、地域の歴史的イメージを豊かにします
→・周辺の街並みを含めた修景やフットパスの設定、案内板などで結び付け、一体的景観を演出する



▲赤星井手

3-2-3 【方針3】生業・暮らしを整える

○「生業・暮らしを整える」方針のもと、まわりへの「心づかい」や景観要素を適切に維持保全する意識、行動を育むとともに、農林畜産業などの産業振興をはじめ、活力のある地域づくりを進めます。

■具体的な方針

- きれいで、清潔なまちにします
- 周りの人や公共空間への気遣い、気配りする意識や行動を育てます
- 所有する土地や農地に常に手を入れ、美しく保っていきます
- 農業等の産業を振興し、生産と景観を維持していく「人」を育成します
- まちの景観を整える作法（ルール）をつくり、みんなが守ります

■取り組みの方向

- 目障りな景観要素の混在を防ぎ、落ち着きや清潔さが感じられるよう、身近な景観を整えていきます
→・目立つ広告物など景観の混乱を防ぐとともに、土地・建物の利活用や適切な維持管理を誘導する
- 秩序ある景観を形成していくため、まち並みづくりの作法を定め、皆で守ります
→・建築物の規模、形態、色彩などについての基準やルールを地域ごとに定め、誘導する
- 協調して良好な景観づくりをしていくため、周囲に気を配る意識を養い、守る行動を誘発します
→・地域で景観についての話し合いや美化清掃活動などを行い、景観を守り・育てる意識を育む
- 人の手が行き届いた景観を維持していくため、景観を守り・育てる担い手を確保・育成します
→・棚田などを維持する農業の担い手、商店街の後継者などの育成に向け、産業の振興を図る
- ゆとりをもって景観まちづくりが進められるよう、暮らしと生業を支える仕組みを整えます
→・良好な景観を守り維持する前提となる、生き活きと生活や生業を続けられる社会・経済をつくる



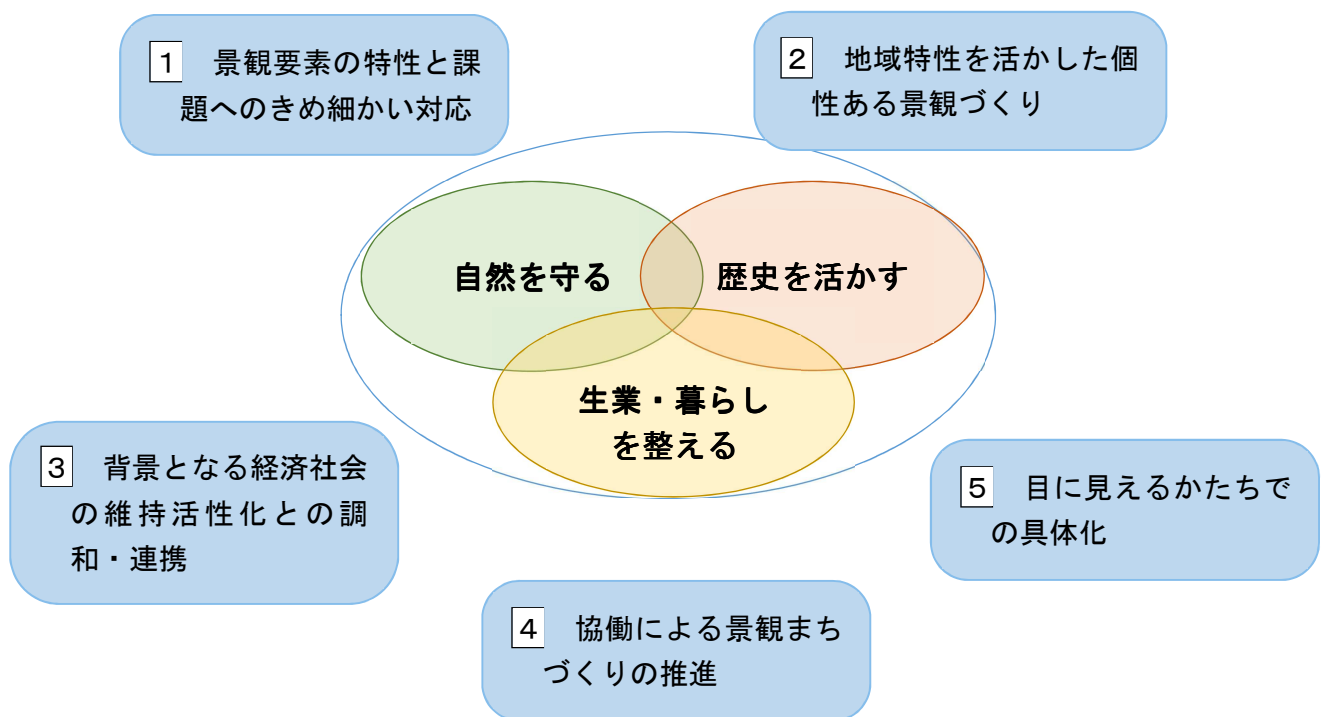
▲八方ヶ岳と田園風景（七城）

3-3 将来像実現に向けた5つの戦略

景観の将来像に向けた方針に沿って、「景観まちづくり」を具体的に進めていくための戦略を設定し、取り組みを行っていくこととします。

- 3つの基本方針により本市の景観まちづくりを行っていくうえで、以下に示す5つの観点を「戦略」として設定し、取り組みを進めていきます。
- 5つの戦略のそれぞれについて、次ページ以降に、具体的な取り組みの考え方および取り組み方針を掲げます。

■将来像実現のための5つの戦略



3-3-1〔戦略1〕景観要素の特性と課題へのきめ細かい対応

1. 取り組みの考え方

- 景観を構成している要素は、地形や植生からなる大景観から建物や広告物、道路に設置されたガードレールなどの人工物に分けることができ、さらにはポイ捨てされたごみなども目につくものとして存在しています。
- これらの景観要素がどのようにして景観の中に存在し、また入り込んできていて、景観の良し悪しを感じさせているかをとらえることにより、景観形成のあり方や方策を考えることができます。
- 景観要素の種類・特質、周囲との位置関係や規模の大小、そこに存在している時間の新旧などの特性によって、見え方や問題のあらわれ方が異なります。
- とくにその景観要素および状態が、その場所にあってほしいもの・守るべきものか、もしくは、あってほしくないもの・取り除きたいものか、その場所のイメージにふさわしいかどうかなどの考え方から、あるべき状態を判断基準として、そうしていくために必要な対策をきめ細かく行っていく必要があります。

2. 取り組み方針

- 景観要素の作られ方や管理状態などについて、それが存在している場所の特性を踏まえながら、規模・形態・色彩などの景観要素の物的な側面だけでなく、その行為がなされる要因としての意識面や経済・社会的な背景への対応を含め、誘導や規制などの対策を的確に実施していきます。

■取り組みの方針

景観要素の特性、状態とその要因・背景を含めた、景観づくり方法の検討

- ・目に見える現象と、その要因となっている行為や意識面から対応のあり方を考える。
- ・景観要素の管理などについて、協力依頼や誘導、支援を的確に行う。

- 景観づくりの方法としての対策は、「良い景観、好ましくない景観」と「今あるもの、今後作られるもの」との組み合わせから、「保全」、「改善」、「創出」、「予防」に分けて考えることができます。(次ページ図)

- ・あってほしいもの・守るべきものは、「保全」などの守るための対策を行う。
- ・あってほしくないもので今あるものは、「改善」などの対策を行う。
- ・良い景観を形成するために、必要なものや状態を「創出」する対策を行う。
- ・見える範囲に侵入し、景観を阻害するものに対しては、「予防」の対策を行う。

- 景観法に基づく景観計画での行為の制限は、主に今後行われる建築や開発などの行為を誘導することから、「予防」の対策となります。(図中の茶色部分)

■景観形成の方法（要素の特性と課題への対策の枠組み〔良い景観・悪い景観 × 現在・将来〕）

	良い景観	好ましくない（悪い）景観
今ある 景観	保全（良い景観を守る） ○文化財や菊池遺産等として保護する ⇒・景観重要建造物、景観重要樹木 景観計画での検討、記載事項 ○環境保全対策を行う ○所有者等による維持・保全 ○景観を守る意識を育てる ○地域や団体の保全活動を促進する	改善（阻害要素を取り除く） ○空き家、シャッター、雑草、樹木の繁茂、ごみ、目立つ建物、広告物などの問題へ対応する ⇒・所有者等による保全や管理 ・所有者や地域での活動への支援 ・条例による勧告、命令
今後、形成 される景観	創出（良い景観をつくる） ○所有者等による建築や緑化 ⇒・地域ごとの望ましい景観形成の方針を定め誘導する ○市民と行政の協働による魅力づくり ⇒・緑や花などによりうるおいを生み出す ○行政による公共空間整備 ⇒・良好なデザインを用いる	予防（景観阻害の発生を防ぐ） ○廃棄物の投棄等を防止する ⇒・菊池市美しいまちづくり条例等 ○景観形成行為の届出制度 ⇒・景観条例（景観計画）に基づくチェック、基準に不適合な行為に対する勧告、命令 景観計画での検討、記載事項

3-3-2〔戦略2〕地域特性を活かした個性ある景観づくり

1. 取り組みの考え方

- 山間地、平野部、市街地などの地域によって、見える景観の状態や景観要素の所在状況、問題課題の発生状況や今後の景観変化の可能性などが異なっており、対応すべき課題も異なります。
- 地域の特性に応じた景観形成を行っていくため、それぞれの地域における景観形成のあり方、場所に合った景観の良さの見せ方、活かし方、新たな景観要素の侵入や変化への対処などについて検討し、取り組み方策を考えていく必要があります。

2. 取り組み方針

- 地域の特徴・景観特性を活かした景観形成を進めていくため、土地利用や建物の立地状況、景観資源の所在状況などの特性や法による規制地域区分などを踏まえて、市域を景観のタイプ(類型)により地域区分し、区分ごとに「期待される景観のあり方」などの景観形成方針および対策や取り組みの方向性を定めます。
- また、景観法の規定により景観計画に定める「行為の制限に関する事項」についても、今後の変化の可能性などが地域特性により異なることを踏まえ、地域区分ごとに、誘導の対象とする行為の種類や規模、誘導の方針、基準を定めることとします。

■取り組みの方針

市域のゾーン区分による方針および対策の設定

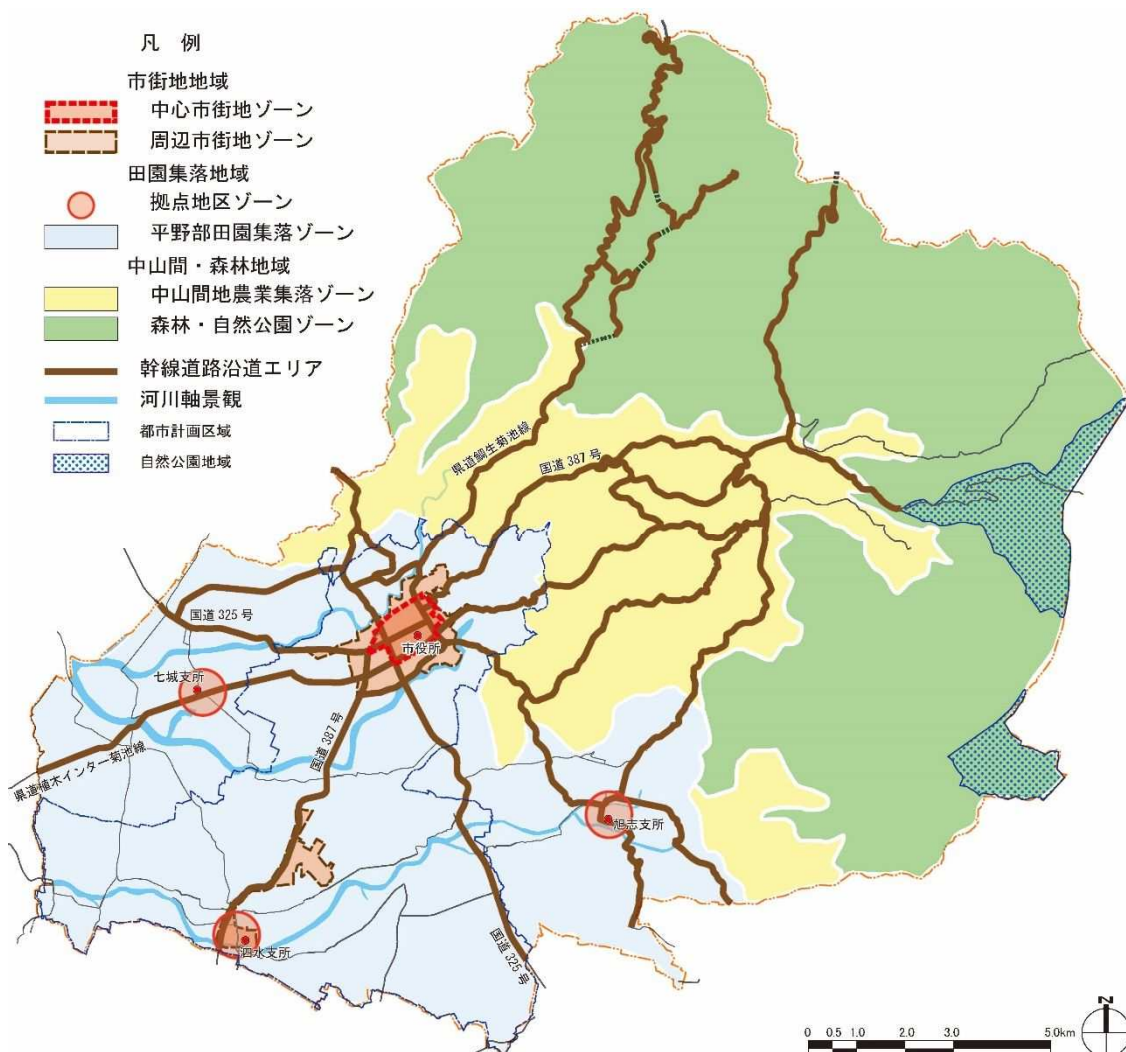
- ・地域区分ごとに「期待される景観のあり方」と形成方向を定める。
- ・地域の特性に応じて今後発生が予想される景観変化やそれに伴う問題点に未然に対処する。
そのため、景観法に基づく行為の制限などを地域区分に対応させて定める。
- ・地域ごとの景観の良さの見せ方、活かし方を工夫する。

1) 市域のゾーン区分

- 市域全体において、同質の空間的性格を持った地域および同質の景観上の基礎的な条件を持った地域等に着目し、「ゾーン」として区分します。
- 区分にあたっては、第2章の景観特性において整理した「土地利用からみた景観の分類」、「地形と道路構造からみた景観の分類」および都市計画による規制地域区分などを踏まえ、総合的な観点から設定します。
- ゾーンごとの景観形成の方針は次節に示しますが、ゾーンごとに求められる大きな方向性は、次表のとおりです。
- なお、中心市街地ゾーン内の商店等が集積する区域や温泉街などの特色ある景観をみせている区域、各ゾーンをまたいで通る幹線道路沿いについては、別途エリア区分を行います。

■市域のゾーン区分

地域	ゾーン区分	求められる景観形成の方向
市街地地域	中心市街地ゾーン (限府地区)	・ 多様な機能が集まり菊池市の顔となっている都市的な景観を魅力とにぎわいが感じられるよう整備し、育んでいく
	周辺市街地ゾーン (限府地区、泗水地域)	・ 市民の暮らしの場である住宅市街地の景観を落ち着きやうるおいが感じられるものとして、守り、育んでいく
田園集落地域	拠点地区ゾーン	・ 地域の生活や産業の中心となる、住宅や施設が集まりつくられている地区の景観を明るく活気あるものとして育んでいく
	平野部田園集落ゾーン	・ 遠くに山並みを望む広々とした田畑と点在する集落が織りなす、農と暮らしが調和した美しい景観を守り、育んでいく
中山間・森林地域	中山間地農業集落ゾーン	・ 山あいや高原を切り拓き営まれてきた、農地と集落、周辺の自然が一体となった、なりわいの景観を守り、育んでいく
	森林・自然公園ゾーン	・ 緑豊かな自然条件を活かし、「癒し」を感じられる、目にやさしい景観を守り、育んでいく



2) 市街地地域のエリア区分

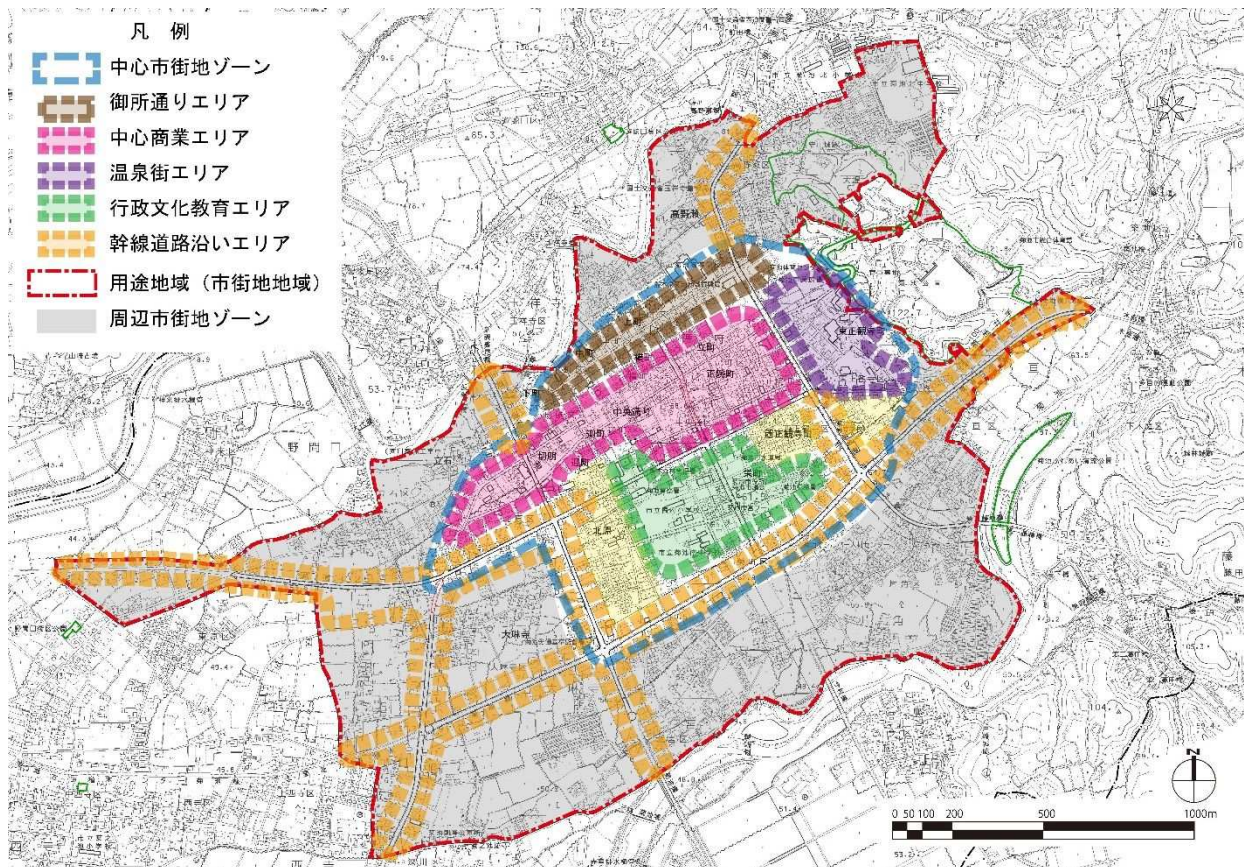
○市街地地域のうち限府地区の中心市街地ゾーンについては、商店街の区域や温泉街など、地区レベルで多様な特性があるため、次のようにエリア区分を設定します。

○周辺市街地ゾーンは、現状で良好な住宅地景観を保っている中心市街地ゾーン以外の市街地地域区域および泗水地域の市街地に設定します。

■市街地地域内ゾーン・エリア区分

エリア区分	おおむねの範囲	求められる景観形成の方向
御所通りエリア	・御所通り（菊池神社前～迎町の歴史的道筋）	・歴史的な資源を活かした人が行き交うまち並み
中心商業エリア	・中央通り、立町、横町など旧来の商店が立ち並ぶ歴史的な限府の市街地	・魅力ある商店街の景観
温泉街エリア	・市民広場南側の温泉旅館・ホテルが集積する区域	・温泉街の情緒が感じられる、おもてなしの景観
行政文化教育エリア	・市役所、文化会館、小学校、中学校などの行政機関、文化施設、学校等が集積する区域	・落ち着きのある緑豊かな文教地区の景観
幹線道路沿道エリア	・国道・県道および都市計画道路として広幅員で整備された道路沿いに商業施設等が立ち並ぶ区域 ・一部中心市街地ゾーン外の沿道を含む（但し市街地地域内）	・にぎわいの感じられる景観 ・市外からの来訪者も通る「まちの顔」としての景観
周辺市街地ゾーン	・上記以外の市街地地域内	・静かで清潔な住宅地景観

■市街地地域内ゾーン・中心市街地内エリア区分図



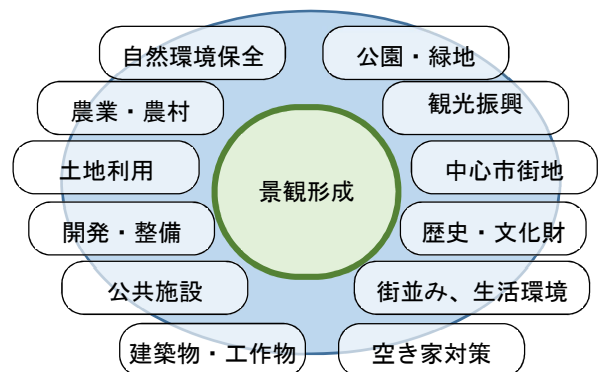
3—3—3〔戦略3〕背景となる経済社会の維持活性化との調和・連携

1. 取り組みの考え方

- 景観は、あらゆる人間の意識や活動を背景として、その結果として目の前に表れています。景観を良好な状態に保ち、より良くしていくためには、モノの存在の有無や姿かたちだけをとらえ、お化粧をするのではなく、なぜそのような景観となっているか、理由や背景を考え、人の「行い」自体を適切に誘導していく必要があります。
- 例えば、空き家、耕作放棄地の発生、竹林の繁茂などの不快な景観は、適切に管理されていないことにより生じていますが、このような適切に管理されない状況は、管理する主体が居なくなる、主体にゆとりがないなど、社会構造や産業の問題でもあると言えます。
- すなわち、人の「暮らし（生活）」や「生業（なりわい）」を守り・整え・育むことが、良好な景観を守っていくうえでの基本になると言え、とくに、空き家対策や中山間地の良好な景観・棚田の維持保全のためには、農林畜産業の振興や移住・定住の促進による人口増加策などを図っていくことがその基盤として重要な課題と言えます。
- また、より良い景観づくりのためには、精神的、時間的、経済的なゆとりを拡大していくことが必要です。これらを豊かにしていくためにも、景観形成と経済社会の維持活性化との調和・連携による景観まちづくりを進めることを目指します。

2. 取り組み方針

- 上記の考え方から、自然環境・文化財保全、農業や観光の振興、中心市街地活性化などの幅広い分野の施策や、空き家対策、山林の荒廃・耕作放棄地対策、公共施設の適切な整備・管理など新しい行政課題に向けた取り組みも視野に入れ、多面的・総合的な景観まちづくりの方策を検討していきます。



■景観形成に関する多様な分野

- これらのさまざまな分野にわたる市の施策については、「第2次菊池市総合計画」にあるべき姿、方向や取り組み内容が指し示されており、その着実な実現を図っていくとともに、景観形成の観点を取り入れることにより、結果として、目指す景観の将来像が実現されていくと言えます。
- [次ページに、「第2次菊池市総合計画」の内容および景観資源などを地図上に落として一覧できるようにした「総合計画の空間版」を示しています。]
- このため、各分野の施策について景観に関係する事項を再確認するとともに、分野間相互の連携やバランスの調整を図り、総合的な「景観まちづくり」の取り組みを展開していきます。

■取り組みの方針

市行政における他分野との連携による総合的な取り組みの推進

- ・多面的・総合的なまちづくりの結果としての良好な景観形成を目指す。
- ・経済の豊かさや活力が、豊かな心や美しい姿を生むという考えにより、産業の振興、市民生活の向上など、総合的な取り組みを進める。

3-3-4〔戦略4〕協働による景観まちづくり

1. 取り組みの考え方

- 良好な景観形成を進めていく主体は、景観法の基本理念に示されているように、国、地方公共団体、国民であり、それぞれが責務を有しています。身近な地域における景観形成の主体は、それぞれの地域に住む住民であり、菊池市の景観の現在、将来に責任を持つのは菊池市民です。
- 実際に、景観に影響を与える建築や工作物・広告物の設置などの多くは、市民、事業者が行うものです。これらの行為を周囲の景観に配慮して行うよう心がけるのも、誘導していくのも市民です。その意味から、良好な景観形成に向けた「景観まちづくり」は市民が主体となって進めていくべきものであると言えます。
- 景観まちづくりは、まずは、地域に住む市民一人ひとりが、今ある景観をどうしたいかなどの現状認識や問題意識を持ち、具体的な行動を始めることを出発点として、問題となっている状態の改善や「花いっぱい運動」など、「こうありたい」と思う景観づくりに向けた活動を周囲の人や地域を巻き込みながら展開していくことが必要です。
- このため、市民、事業者、行政などの各主体がともに考え、多様な知恵と力を結集して「景観まちづくり」を進めていくことが重要です。

2. 取り組み方針

- 現状の問題点に対し、市民による改善のための行動や具体的活動を展開していくため、市民が景観への関心を高め、主体となって進める「景観まちづくり」のあり方を検討し、必要な対応を行っていきます。
- 市行政は、道路や河川などの公共事業を進める中で景観を良好にする取り組みを行うとともに、建築行政や土地利用施策などにより、景観形成の誘導を行っています。また、市民が行う地域の環境や景観を良くする取り組みを支援していきます。
- 本計画は、このような市民、行政の「景観まちづくり」への関わりを位置づけるものです。
- 市民は自らが景観形成の主体であるとの自覚をもって行動するとともに、市が行う事業へ協力する必要があります。また、市は行政として行うさまざまな施策について景観の視点からの取り組みを行うとともに、市民の景観形成のための行動や取り組みを支援していく必要があります。このような、相互の協力・連携関係により進める取り組み、すなわち「協働による景観まちづくり」を戦略として取り組んでいきます。

■取り組み方針

景観形成への各主体の関わりの促進

- ・ 周りへの気遣いの意識や価値観、美意識を共有する。
- ・ 問題意識など現状認識から、改善のための行動実践、具体的活動へ展開する。
- ・ 一人ひとりの認識・行動から、市民全体・多様な主体の協働へ進める。

1) 市民の景観まちづくりへの関わりを促す取り組み

- 景観を守りたい・良くしたいと思う人は多くいますが、まだまだ市民全体の意識や具体的な行動は、良好な景観づくりをしていこうという気運まで高まっているとは言えません。
- そこで、次のような考え方で、景観形成への市民の関心や関わりを広げていきます。景観への関心が深まり、景観の大切さやまちへの愛着・誇りなどが生まれ、周囲の景観への配慮や気遣いをする人が増えていくことにより、おのずと現在よりも清潔で美しい景観が保たれ、創出されていくものと考えられます。

■景観形成への市民の関心や関わりを広げていく取り組みの考え方

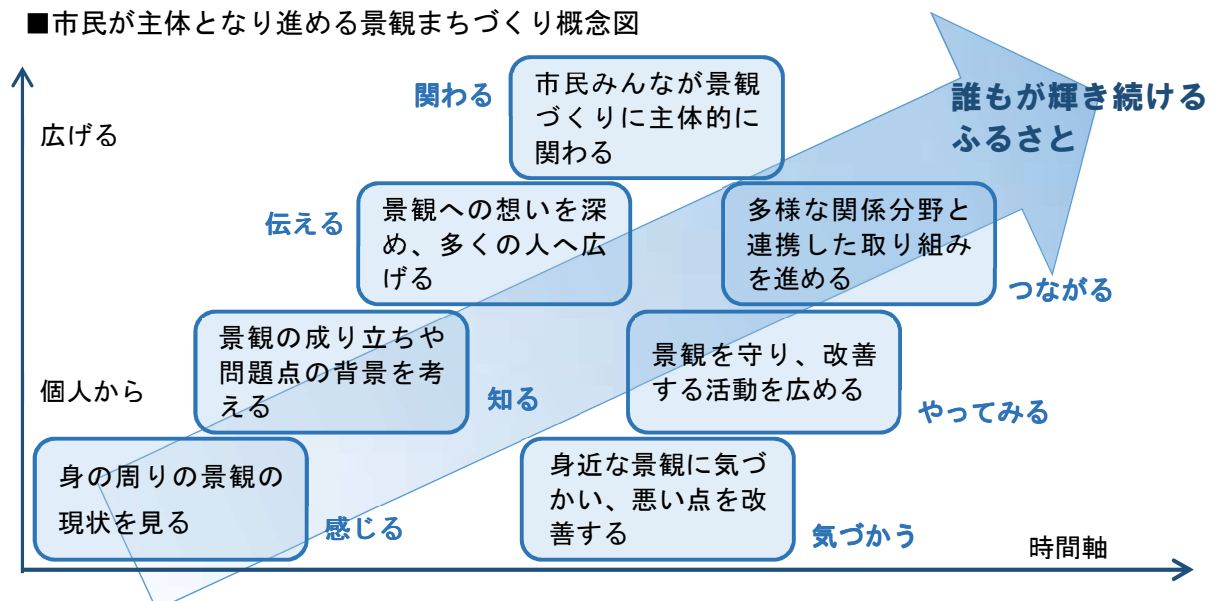
- ①景観を実感する機会を増やし、景観への想いを深め、広げる 【ファンをつくる】
- ②景観について学び、景観形成に主体的に関わっていくよう誘発する 【学びを深める】
- ③景観を形成している担い手や背景となる生業、暮らしを元気にしていく【人を育て、まちをつくる】

2) 市民が主体となり進める景観まちづくりのアクションプラン

- 市民は、「景観を体験・実感する」→「景観について知り・学ぶ」→「景観への想いを深め・広げる」→「景観形成の活動に関わり、広める」といったステップを踏みながら、景観から考えるまちづくりに主体的に関わっていくようにします。
- 市は、このような市民の自発的な活動を支援し、「景観まちづくり」を全体的・総合的に進めていきます。

- ・まずは身近な景観（宝物）を発掘・再発見することから始め、良い景観を守りたい、良い景観をつくっていききたいという意識を育てていきます。
- ・景観を見て感じたこと、気づいたことを共有し、景観への想いを深め、多くの人へ広げ、身近な景観に気遣い、悪い点を改善する行動をうながし、それを広めていきます。
- ・また、景観の成り立ちや問題点の背景を考える「学び」・「語り継ぐ」取り組みを行い、それを広く発信するとともに、価値づけ、評価を行い、誇りや愛着の醸成につなげます。
- ・清掃美化など、身近な日常の取り組みから始め、地域での共同、他者を巻き込んだ協働の活動へ広げるとともに、節度ある行動から近隣での協調、連帯連携へと結びつけ、個人での配慮からお互いが守るルールづくりへと展開させます。

■市民が主体となり進める景観まちづくり概念図



3-3-5〔戦略5〕目に見えるかたちでの具体化

1. 取り組みの考え方

- 良い景観の形成は、「景観十年、風景百年、風土千年」といわれるように、時間をかけて行っていく必要がありますが、それに向けての景観まちづくりは、とくに現状で景観を損なっているもの、今後景観を損なうおそれのあるものなどについて、できることから対応していくことが必要です。
- また、良好な景観を実際につくり出し、目に見えるようにし、実感できるようにすることが引き金や模範となり、次へつながっていくことから、早い段階からの取り組み、先進・先導的な取り組みを進め、目に見えるかたちでの具体化を図って行くことを目指します。

2. 取り組み方針

1) 問題のある景観の発生を未然防止する

- 悪い景観を改善し、良い景観を目にすることで、快適性が増します。まずは、今ある良い景観が損なわれないように、未然防止策を講じておく必要があります。そのため、良好な景観を損なうおそれのあるモノやそれを持ち込もうとする行為をあらかじめ制限するなど、「予防」する取り組みを始めます。具体的には本計画により、景観法の「行為の制限」などの施策を実施します。

2) 短期、先行的に良い景観を実現する

- 多くの人が目にする場所や大切に思う人が多い場所の景観、対象要素については、重点的・先行的に改善、整備などの取り組みを行うことが必要です。とくに、市外から訪れる人の目に触れる場所は、まちの印象の良し悪しを感じさせることから、市全体としての取り組みが必要です。
- 良い事例をつくることは、他の地区や同じような行為の手本となり、さらに波及的に広がっていくことが期待されます。具体的には、現在実施しているプロジェクト事業の推進を図ります。

3) 時間をかけて、ボトムアップで良好な景観を形成していく

- 行政は、市民が自発的・主体的・具体的な行動をしていくよう、誘導や支援に取り組みます。具体的には、良い景観を再発見し紹介する、景観を体験する機会をつくる、景観の成り立ちや産業、暮らしとの関係などについて学び、考えてもらう機会を設けるなどの取り組みからはじめ、実際に良好な景観形成に向けた活動を行う個人や企業、団体等の取り組みを支援していきます。
- また同時に、良好な景観を維持する「担い手」である農業者や地域の人材を育てるとともに、地域コミュニティや産業自体を元気にしていくための振興・活性化の施策を実施していきます。

■取り組み方針

景観阻害の予防や先導的なプロジェクトの実施により、良好な景観を実現する

- ・景観を損なうもの、そのおそれのあるものへは先手を打っていく。
- ・良好な景観を実際につくり出し、実感できるようにすることにより、次へつなげていく。
- ・先進・先導的な取り組みを進め、着実に展開していく。

○早期に実現を図っていく取り組みの内容として、次のようなものを取り上げ、推進していきます。

■早期の取り組みの内容

①行為の制限、届出	◆景観を損なう行為を予防するため、景観条例および景観計画によりルールを定め、誘導を図ります。
②主要なプロジェクトによる良好な景観づくり	◆良好な景観を実際につくり出し、実感できるようにするため、先進・先導的な取り組みを進め、着実に展開していきます。
③重点的な景観形成地区等の指定と住民活動の支援	◆景観の保全など、景観形成が必要な地区の住民等と協働して、地区を指定して、重点的な対策を推進します。
④市民による具体的な活動の促進と展開	◆花植え活動など、市民が行っている良い景観づくりの取り組みを支援・促進し、他の地域での展開を図ります。

■早期の取り組みの具体的な内容と対応方向

取り組み	内 容	景観まちづくり構想、景観計画での対応方向
①行為の制限、届出	○今後景観に変化をもたらす行為について、事前にその行為を届けてもらい、指導を行います。違反などの場合は改善命令などの法的な措置がとれるようにします。 (対象) ・建築物の建築（新築、増改築など） ・工作物の建設、 ・開発行為 ・竹木の伐採 など	・「行為の制限」とその対象行為を、景観計画および菊池市景観条例に位置づけ、運用します。 問題のある景観の発生を未然防止する
②主要なプロジェクトによる良好な景観づくり	○市の主要プロジェクト ・森の中のまちづくり ・桜の里づくり ・ホテル王国 ・市民広場の再整備 ・その他の都市整備、公共施設整備事業 など 短期、先行的に 良い景観を実現する	・第2次菊池市総合計画等で位置づけられている主要プロジェクトを景観形成の面から位置づけ、展開を図ります。 ・都市再生整備計画事業などの事業手法を活用し、質の高い整備を進めます。
③重点的な景観形成地区等の指定と住民活動の支援	○まとまりある地区の景観保全 ・街並みの保全 ・建築物の保全 時間をかけて、ボトムアップで 良好な景観を形成していく	・景観形成重点地区に指定し、地区の特性に応じて、住民、土地建物所有者等との協働により、街並み保全、環境の整備改善を進めます。
④市民による具体的な活動の促進と展開	○良好な景観形成活動の支援 ・花植え ・環境保全 ・清掃、美化など	・景観形成活動を行う市民団体等の認定、および活動への支援を行います。
⑤その他	・温泉街など観光地の景観整備 ・テクノパーク整備等での景観配慮 ・空き家対策など	

3-4 全体の段階的な取り組み（アクションプラン）

将来像実現のための戦略を踏まえ、すぐに取りかかること、時間をかけて行うことなどに分け、段階的に取り組んでいきます。

- 5つの戦略に示すように、景観まちづくりの取り組みは、できることから、段階的な取り組みにより進めていきます。これを、将来を見据えた時間軸の中で、すぐに取りかかること・時間をかけて取り組むことなど、優先順位をつけて示す「アクションプラン」として、下図のように整理します。
- 5つの戦略のうち、〔戦略4〕協働による景観まちづくりでの「感じる」、「知る」、「気づかう」や「景観のファンをつくる」などは、今すぐにでもできることです。また、〔戦略5〕目に見えるかたちでの具体化は、桜の里づくりなど、これまで事業の実績を上げています。これらの取り組みを「すぐに取りかかるもの（今年から）」として、市民の景観への意識づくりや良い景観を守る活動へとつなげていきます。
- 「学び」を深めることや、地域でのルールづくり、具体的な整備、修景などは、今から取り組みを始め、「少しずつ、できるだけ早く（2～3年）」効果が出るようにしていきます。
- 景観の維持・改善の担い手（後継者）の確保・育成やそれによる産業の振興、景観資源のネットワーク化などは、「時間をかけて着実に取り組むもの（おおむね10年後を目指す）」として、関係分野の施策との連携により、総合的・一体的な取り組みとして進めていきます。
- これらの取り組みを重ねていくことにより、活力ある地域社会・経済をつくることができ、その結果として、「誰もが輝き続けるふるさと」が目に見える姿（景観）として守られ、引き継がれていくことになります。

■景観まちづくりに向けての取り組みの段階的な進め方（アクションプラン）

	自然を守る	生業と暮らしを整える	歴史を活かす
時間をかけて 着実に取り組む ～10年	良好な景観形成を支える活力ある地域社会・経済をつくる		
	景観づくりを担う農業、商業や観光業等の振興を図る	景観づくりに取り組む人を増やし、自発的活動を促進する	点在する資源をネットワークし地域全体の景観を向上させる
	景観の維持・改善の担い手（後継者）を確保・育成する		
少しずつ、できるだけ早く 2～3年	自然に触れ、親しめる場所の魅力を高め、活用する	身近な場所の修景整備を進めまち並み景観の向上を図る	歴史的資源・周辺を交流の場や観光資源として活用する
	景観の成り立ちや背景を学び、価値を知り、誇りや愛着を高める		
	自然環境そのものの保全、維持・向上対策を進める	景観の悪化を予防するための取り決め・基準等をつくる	歴史的資源および周辺の修景・調和を図り、魅力を高める
すぐに取りかかる 今年から	自然を守る意識を育み、景観を阻害する要素を取り除く	菊池の景観のファンを増やす	歴史的資源を再発見・再認識し大切に思い、保存に努める
	今ある景観を体験し、問題意識を育み、新たな良さを発見する		

3-5 地域別の景観形成方針

〔戦略2〕地域特性を活かした個性ある景観づくりに沿って、ゾーン、エリアの景観形成について、現況の景観特性および問題課題を踏まえて景観形成の基本方針（取り組み）を設定します。

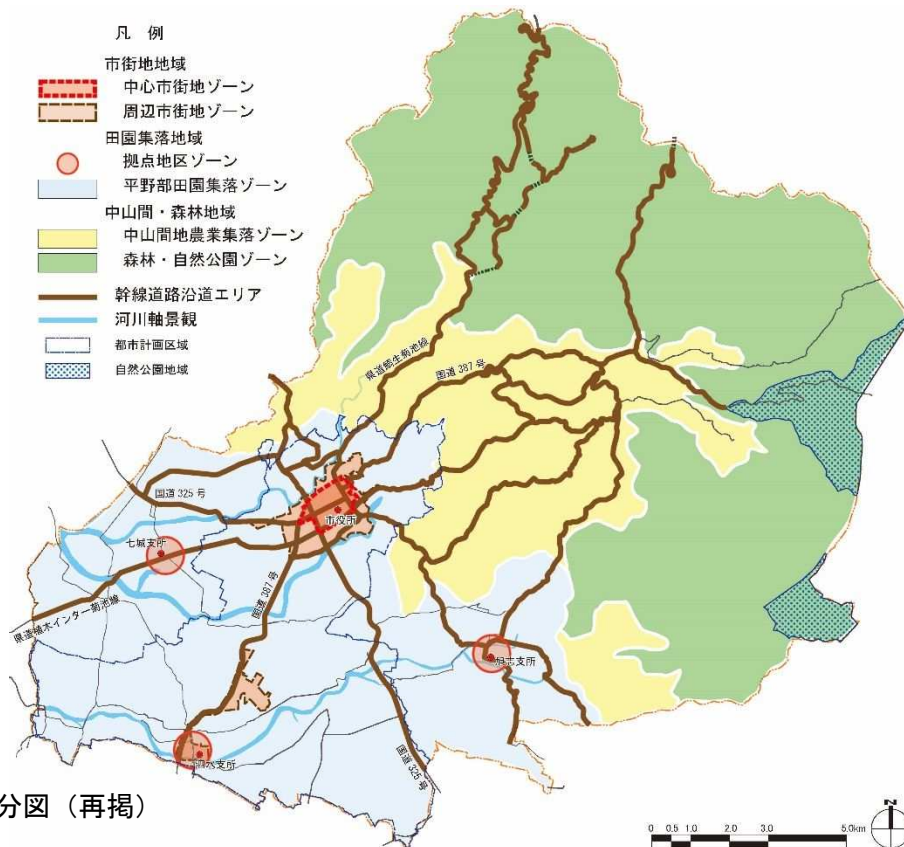
3-5-1 市域のゾーンごとの景観形成の方針

1. ゾーン区分と景観形成の方向

○次ページ以降に、市域内のゾーンごとに、現況特性、問題課題、景観形成方針（方向性および取り組み）を整理します。

■ゾーンの景観形成方針

ゾーン区分	景観形成方針【方向性】
中心市街地ゾーン	◆ 積極的な取組により新しいまちの印象を育てる景観づくり
周辺市街地ゾーン	◆ 落ち着き・うるおいのある市街地の景観づくり
拠点地区ゾーン	◆ 都市活動の誘導による明るく整った景観づくり
平野部田園集落ゾーン	◆ 農の営みと暮らしの活性化による美しい景観づくり
中山間地農業集落ゾーン	◆ 資源・環境と人との調和、交流・活気を生み出す景観づくり
森林・自然公園ゾーン	◆ 豊かな自然を守り、活かした癒しを得られる景観づくり



2. ゾーンごとの景観形成の方針

1) 中心市街地ゾーン

事項	内容
おおむねの区域	・ 隈府地区の商店街、市役所周辺および温泉街、菊池公園を含む区域。 ・ 都市計画用途地域に指定された市街地。
ゾーンの景観特性と課題	・ 古くから形成された碁盤目状の道路沿いに、商業施設などの建築物が立ち並び、行政施設や文教施設が集積する、菊池市の中心市街地。 ・ 市民広場や街路樹のある広幅員道路により緑豊かな景観を形成している。 ・ 御所通りには、將軍木や歴史的建造物などがあり、歴史を感じさせる。 ・ 居住人口の減少および空き店舗、空き地の増加などによる活気の低下、さらには、歴史的な雰囲気喪失、中心市街地のイメージ低下のおそれがある。    ▲御所通り ▲市民広場前 ▲菊池女子高校付近（菊池赤水線）
景観形成の方向性	積極的な取組により、新しいまちの印象を育てる景観づくり
景観形成方針（取り組み）	・ 歴史的な資源・まち並みの保全および雰囲気を活かした景観形成を進める。 ・ 空き地の有効活用や緑化の促進により、うるおいのある景観を創出する。 ・ 商店街や温泉街における建築物の改修などを促進し、魅力あるまち並み景観の創出に努めるとともに、人が集まる工夫を行い、活性化を図る。 ・ 建築物や工作物の形態、屋外広告物の形状や色彩は、周囲のまち並み景観との調和に配慮するよう誘導する。

2) 周辺市街地ゾーン

事項	内容
おおむねの区域	・ 用途地域内および周辺に連なる住宅地。 ・ 富の原地区など泗水地域の団一の住宅地。
ゾーンの景観特性と課題	・ 低層戸建てが主体の住宅地で、落ち着いた静かな環境となっている。 ・ 市民の日常生活の場として、地区のコミュニティにより美しく維持されている。 ・ 住宅などの建築物と敷地内外の緑が主な景観要素で、ゆとりがある。 ・ 一部、アパートや商店などの混在、空き地の発生がみられる。一方で既存住宅地の外側に新たに建設され、市街地が広がっている所もある。    ▲富の原地区 ▲高野瀬付近 ▲富の原地区のアパート
景観形成の方向性	落ち着き・うるおいのある市街地の景観づくり
景観形成方針（取り組み）	・ 市街地の無秩序な拡大を防止し、コンパクトにまとめた景観を形成する。 ・ 良好な住宅地景観の維持・保全のため、建築物や工作物の形状や色彩などが周辺景観と調和するよう誘導する。屋外広告物はできるだけ設置しないようにし、設置する場合は一定の秩序をもって掲出するように努める。 ・ 住宅等の敷地や外構の緑化、花植え、空き地の利活用など、緑豊かなうるおいある空間づくりを促進する。

3) 拠点地区ゾーン

事項	内容
おおむねの区域	・市役所支所や「道の駅」などの公共公益施設が集まる区域。 ・その他、大規模な工業団地の区域など。
ゾーンの景観特性と課題	・周辺住民の暮らしを支える生活拠点として、人が集まり活気を感じさせる。 ・田園地帯の中に大規模な施設が立地し、シンボリックな場所となっている。 ・主要施設は目立っているが、現状でなじんでおり、違和感はない。 ・今後の道路拡幅に伴う新たな土地利用や施設整備、大きな看板や広告物の設置などによる景観の変化に適切に対応していく必要がある。  ▲七城支所  ▲旭志Aコープ付近  ▲泗水公民館
景観形成の方向性	都市活動の誘導による、明るく整った景観づくり
景観形成方針 (取り組み)	・生活利便機能などの集積を促進し、活気ある雰囲気の創出を図る。 ・新たに設ける建築物、工作物や屋外広告物は、落ち着いた形態、色彩とするなど、区域内の景観および周辺の田園景観と調和するよう誘導する。 ・建築物の外構、駐車場など敷地内および道路の緑化、花植えを推進する。

4) 平野部田園集落ゾーン

事項	内容
おおむねの区域	・西部および南部に広がる農業地域。
ゾーンの景観特性と課題	・農地と集落は土地利用規制により明確に区分され、優良農地が広がる。 ・平坦で広大な田園・台地上は、遮るものがなく周囲の山並みへの眺望が特色。 ・低地と台地の間の斜面樹林は景域の境界となっているが、一部荒れている。 ・古代から人が暮らし農業を営んできた歴史があり、井手など文化的遺産が豊富。 ・高齢化に伴う土地管理の不足、都市的要素の侵入など、変化のおそれがある。  ▲木柑子付近  ▲水次付近 (七城)  ▲旭志新明付近
景観形成の方向性	農の営みと暮らしの活性化による美しい景観づくり
景観形成方針 (取り組み)	・農地・集落の土地利用区分を保持し、広がりのある景観を守る。 ・斜面樹林地の荒廃や不耕作地の発生防止など、適切な土地の管理を誘導する。 ・歴史的な雰囲気を守りつつ、快適に暮らせる集落環境づくりを進める。 ・新たな工作物や広告物の設置はできるだけ避け、建築物の建替えなどの際には、集落内および周辺の農地景観との調和に配慮するよう誘導する。 ・文化的資源周辺や河川・水路を美しく保ち、魅力ある景観の創出、活用を図る。 ・庭先や道路沿いの緑化、花植えを促進し、美しい集落景観を育てる。

5) 中山間地農業集落ゾーン

事項	内容
おおむねの区域	・ 標高約 500m まで農地等の利用がされ、人が住む山麓・高原状地帯。
ゾーンの景観特性と課題	・ 江戸時代の井手の整備により開発された棚田をはじめ、果樹園、茶畑など多様な農地と集落、および背景の山林が一体となり、のどかな景観をみせている。 ・ 古くから尾根筋や川沿いに阿蘇・大分方面へ道路が通じ、十八外跡や石橋などの歴史的文化遺産が多く存在しており、今も国・県道として利用されている。 ・ 人口減少、高齢化による農業の衰退および地域の活力低下状況があり、それに伴い、良好な景観の維持が困難になりつつある。
  	
▲原本村地区 ▲下河原地区 ▲旭志麓地区の茶畑	
景観形成の方向性	資源・環境と人との調和、交流・活気を生み出す景観づくり
景観形成方針 (取り組み)	・ 山林等の自然地や棚田などの農地と集落が織りなす良好な景観を保全する。 ・ そのため、農業の振興、定住促進により、地域の生業と暮らしの維持を図る。 ・ 千畳河原などの自然景観や井手、石橋などの文化資源、のどかな農業集落景観を活用し、多くの人が訪れ交流する、魅力的な地域づくりを進める。 ・ 新たな人工物の設置はできるだけ避け、建築物の改築や工作物、広告物を設ける場合は、形状、色彩が周辺の山林・農地景観と調和するよう誘導する。

6) 森林・自然公園ゾーン

事項	内容
おおむねの区域	・ 市の北部および東部の森林地域、農業振興地域。東部に自然公園地域が指定。
ゾーンの景観特性と課題	・ 菊池渓谷など美しい自然を有する観光地として、来訪者に憩い安らぎを与え、山と山麓は登山やレクリエーションなどで市民から親しまれている。 ・ 本市の魅力資源として、美しい自然環境を活用していくことが求められる。 ・ 豊かな自然資源・生態系の保護、植林地の管理・更新、防災面などを考慮した自然景観の保全が必要である。
  	
▲斑蛇口湖 ▲千畳河原付近 ▲四季の里旭志	
景観形成の方向性	豊かな自然を守り・活かした、癒しを得られる景観づくり
景観形成方針 (取り組み)	・ 森林の荒廃化防止など、豊かな自然資源や生態系を保全し、美しい景観を守る。 ・ 河川・渓谷へのアクセスを確保するなど、自然にふれられる癒しの場所づくりを進め、観光、レクリエーションの場としての活用を促進する。 ・ できるだけ新たな人工物の設置は避け、レクリエーション施設整備や案内板などの工作物を新たに設ける際には、周辺の山林・河川景観との調和に配慮するよう誘導する。

3-5-2 市街地地域内ゾーン・エリアごとの景観形成の方針

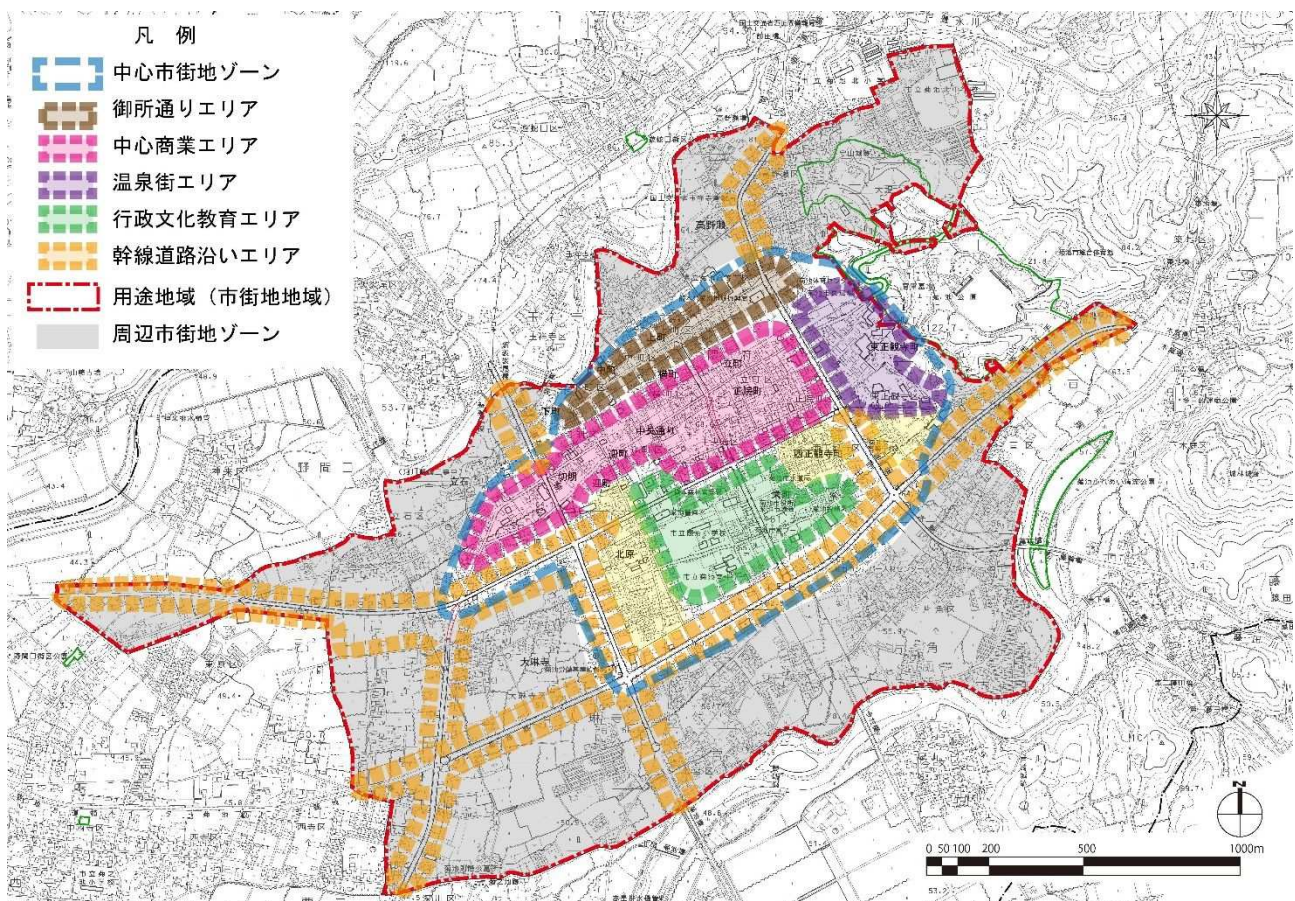
1. エリア区分と景観形成の方向

○次ページ以降に、中心市街地ゾーン内のエリアおよび周辺市街地ゾーンについて、現況特性、問題課題、景観形成方針（方向および取り組み）を整理します。

■エリアの景観形成方針

エリア区分		景観形成方針【方向性】
中心市街地ゾーン	御所通りエリア	◆ 歴史的な資源を活かした人が行き交うまち並み景観づくり
	中心商業エリア	◆ 魅力ある商店街の景観づくり
	温泉街エリア	◆ 温泉街の情緒が感じられる、おもてなしの景観づくり
	行政文化教育エリア	◆ 落ち着きのある緑豊かな、文教地区の景観づくり
	幹線道路沿道エリア	◆ 開放的で魅力的な、賑わいの感じられる沿道景観づくり
周辺市街地ゾーン		◆ ゆとりとうるおいのある、静かで清潔な住宅地景観づくり

■中心市街地ゾーン内エリア区分図



2. エリアごとの景観形成の方針

1) 御所通りエリア

事項	内容
おおむねの区域	・ 御所通り沿い（上町、中町、下町、高野瀬の一部）
エリアの景観特性と課題	・ 昔は道沿いの商店等が多く存在した中心商業地区で、将軍木、松囃子能場などの文化遺産や菊池高校があり、市民の誰もが知るシンボリックな場所。 ・ ほぼ真直ぐな狭い道路沿いに、主に低層の建物が建ち並び、昔ながらの造り酒屋や白漆喰壁の建物など歴史的な建築物が点在する。 ・ 居住人口が減り、空き店舗や空き地が増え、人通りが少なくなっており、かつてのにぎわいが失われている。
	  
	▲御所通り（上町） ▲御所通り（上田金物店） ▲将軍木（菊池高校正門前）
景観形成の方向性	歴史的な資源を活かした人が行き交うまち並み景観づくり
景観形成方針（取り組み）	・ 歴史的建造物の保全、活用、および建て替えや改築時における歴史的な雰囲気への配慮を誘導し、調和のとれたまち並み景観を形成する。 ・ 熊本県内第1号の「御所通り景観形成住民協定（建物の形態・意匠のルール）」の取り組みを継承し、歴史的まち並み景観づくりを一層進める。 ・ 空き店舗の活用による魅力づくりやイベント等の人が集まる機会づくりを進め、観光客など人の流れを誘導する。 ・ 空き地等を活用した緑化や休憩スペースの確保を行い、うるおいを創出する。

2) 中心商業エリア

事項	内容
おおむねの区域	・ 中央通り、立町、横町など個人商店が立ち並ぶ商店街の区域。
エリアの景観特性と課題	・ 東西に長い範囲に商店などが集まり、菊池地域の中心商業地として栄えた、歴史あるまち。しかし、閉店した商店等が多く、シャッター通り化している。 ・ 直線的な通り沿いに低層の建物が立ち並び、人間的なスケールの空間。 ・ 「軽トラ朝市」が月1回催され、多くの人が集まり、にぎわいを見せる。 ・ 歴史ある寺院が点在し、広い境内や大木があるが、商店街は緑が少ない。
	  
	▲商店街（中央通り） ▲商店街（立町） ▲極楽寺
景観形成の方向性	魅力ある商店街の景観づくり
景観形成方針（取り組み）	・ 空き店舗の活用による新しい店舗づくりやイベントの充実などの商業振興・活性化の取り組み、および、まちなか居住の促進を図り、にぎわいを取り戻す。 ・ 老朽化した建物の改修誘導や屋外広告物や、街灯などを通りの雰囲気に合う落着きのあるものとする取り組みを進め、魅力のあるまち並み景観をつくる。 ・ 通りを安全に通行できるよう、路面の改善や車両の通行のあり方を考える。

- ・築地井手など水路の存在がわかり、活かされるような方法を検討する。

3) 温泉街エリア

事項	内容
おおむねの区域	・ 国道 387 号より東側の市民広場南側から築地井手の間。
エリアの景観特性と課題	・ 菊池温泉の旅館、ホテルなどが狭い範囲に集積する、独特な雰囲気の街が形成されているが、建物の規模・形態はさまざま、統一的雰囲気に欠ける。 ・ 周囲に菊池公園や正観寺などがあり、緑に囲まれたイメージがある。 ・ 廃業したホテルや空き地の放置による景観の悪化が見られる。その背景として、観光客の減少など宿泊施設経営や環境整備が難しい状況がある。
	  
	▲和風の旅館 ▲旧バス乗り場付近 ▲路地の飲食街
景観形成の方向性	温泉街の情緒が感じられる、おもてなしの景観づくり
景観形成方針（取り組み）	・ 旅館やホテルの外観の改善を誘導し、情緒が感じられる雰囲気づくりを行う。 ・ 建物前面や空き地の緑化を進め、うるおいや魅力を創出する。 ・ 老朽化した工作物の見直し、派手な広告物の除去や落ち着いたデザインや材料への統一など、温泉街の雰囲気を損なわない空間形成を行う。 ・ 正観寺参道の緑地空間や築地井手、菊池温泉泉源などの存在の活用や隣接する菊池公園や他のエリアの観光資源とネットワーク化を図り、魅力を高める。

4) 行政文化教育エリア

事項	内容
おおむねの区域	・ 市役所、国・県の行政機関や文化会館、小中学校などの主要な公共施設が集まる、菊池市の都市機能の中心拠点区域。
エリアの景観特性と課題	・ 広い敷地の公共施設、広幅員の幹線道路の街路樹や築地井手などの存在により、緑の豊かさと水のうるおいを感じることができる。 ・ エリア内の住宅地は低層戸建てが多く、比較的ゆとりや緑が多く感じられ、建物高さ等による景観阻害は少ないが、行き止まりや狭い道路が多い。 ・ 今後、建物更新による中層住宅化や居住者の高齢化等に伴う空き家発生などの変化が起こる可能性もある。
	  
	▲隈府小学校 ▲菊池市役所 ▲菊池南中学校付近
景観形成の方向性	落ち着きのある緑豊かな文教地区の景観づくり
景観形成方針（取り組み）	・ 学校などの公共施設の存在を活かし、緑豊かなまちづくりを一層進める。 ・ 現在の低層が主体の民有住宅地環境を守る。そのため、住宅敷地内の緑化を促進するとともに、空き地の利用や中層住宅等がつくられる場合のあり方を検討する。

5) 幹線道路沿道エリア

事項	内容
おおむねの区域	・市街地内を通る国道 325 号、387 号および整備済みの都市計画道路の沿道。
エリアの景観特性と課題	・広幅員の道路沿道に、商店、飲食店、事務所ビルなどが立地する。 ・道路幅が広いのに対し、建物の立地密度が低く高いものが少ないため、圧迫感がない、開放的なイメージの都市景観となっている。 ・沿道型商店の看板など屋外広告物が建てられており、多少の活気が感じられるが、やや寂しいまち並みという印象がある。 ・大きい街路樹がある道路と街路樹が全くない道路があり、印象が異なる。街路樹の足元や植栽帯の管理が不十分な場合、雑草が目につくことがある。 ・歩道がやや狭くゆとりに欠ける。
  	
▲国道 325 号野間口付近 ▲国道 325 号北原付近 ▲県道菊池鹿北線菊池プラザ付近	
景観形成の方向性	開放的で魅力的な賑わいのある沿道景観づくり
景観形成方針（取り組み）	・沿道への商業施設の立地誘導など、土地の有効利用を促進する。 ・ゆとりある空間や眺望が確保されるよう、敷地利用や建物配置の誘導を行う。 ・商業施設の屋外広告物設置の誘導、駐車場など敷地内緑化を誘導する。 ・公共の標識や観光案内表示板、街路灯などの修景・デザイン統一を検討する。 ・街路樹、植栽帯の維持や電線類地中化による緑豊かな景観の形成を検討する。

6) 周辺市街地ゾーン

事項	内容
おおむねの区域	・用途地域等の住居系地域・地区（以上の 1）～5）以外の区域）。
エリアの景観特性と課題	・低層の住宅地としての利用が主体の区域で市街地密度が低く、一部住宅地と農地が混在しているところでは見通しがきく開放的な空間となっている。 ・比較的に新しい住宅が多く、また、高い建物が少ない。 ・ミニ開発住宅団地などの内部は、ややうるおいに欠けるところがある。 ・今後農地の住宅地開発などで市街化が進むと、狭い道路沿いに住宅等が建ち並び、うるおいの少ない混雑感のある住宅地となるおそれがある。
  	
▲北宮神社 ▲片角 ▲迫間川対岸から洲園団地	
景観形成の方向性	ゆとりとうるおいのある静かで清潔な住宅地景観づくり
景観形成方針（取り組み）	・計画的な土地利用や開発を促進し、周囲の山並みや農地と調和した住宅地景観形成を誘導する。 ・住宅などの建築を行う際に、周囲の景観への配慮がなされるよう誘導する。 ・個々の敷地における緑化の促進や地区住民の協働による花植えや清掃など、清潔でうるおいのある住宅地のまち並み景観づくりを促進する。